

平成 31 年 4 月

遊佐町農業委員会第 1 回総会議事録

1. 開催日程 平成 31 年 4 月 24 日（水） 午後 6 時 00 分～午後 7 時 00 分
2. 場 所 遊佐町役場 1 階 議事所
3. 会議に付した議案

報告事項 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
 報告事項 2 解約について
 報告事項 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について

議第 1 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について
 議題 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 議第 3 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について
 議題 4 号 農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請について
 議第 5 号 農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請について
 議第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による
 農用地利用集積計画の決定について

4. 出席委員（16 名中 15 名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	齋藤 誠喜	2	鈴木 寿一	3	渡会 健	4	鈴木 一弥
5	高橋 正樹	6	川俣 義昭	7	菅原 幸男	8	菅原 寛志
9	今野 一彦	10	伊原ひとみ	11	榊原 一男		
13	荒生あや子	14	菅原 善悦	15	佐藤 重一	16	佐藤 充

5. 欠席委員（1 名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
12	土門健太郎						

6. 出席農地利用最適化推進委員（4 名中 3 名）

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
遊佐	大谷 進一	蕨岡	池田 龍介	南西部	今井 彰		

7. 欠席農地利用最適化推進委員（1 名）

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
北部	高橋 正人						

8. 事務局出席者（3 名）

佐藤啓之事務局長、太田英敦係長、伊藤歩美主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者（0 名 なし）

10. 会議の概要

事務局長	定刻になりましたので遊佐町農業委員会 4 月定例会を開催します。 はじめに、本日の出欠状況の報告を荒生懲罰委員長よりお願いします。 (13 番荒生あや子委員が挙手し、議長が指名する)
13 番荒生あや子委員	本日の出欠状況について報告いたします。 欠席委員 1 名、出席委員 15 名で過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。 なお、農地利用最適化推進委員は 1 名欠席で 3 名出席しております。 以上報告を終わります。
事務局長	ありがとうございました。続きまして、総会開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いします。
会長	お忙しい中、大変ご苦労様です。 田んぼの方もだいぶ忙しくなってきました。ハウスの苗を焼かないように、また怪我や事故に気を付けて作業を行いましょう。 前に一度、新規就農者が所有権移転から利用権設定に変わったということと 45 歳から 50 歳に変わったということをお話しました。準備型が 2 年間、経営開始型が 5 年間 150 万円の給付金を受けられることは変わっておりませんが、今年の 4 月から受け取り方が若干変わったということでした。前年の世帯全体の所得が 600 万円以下だと給付金を受けられるということと、補足として、600 万円以上でも自治体が判断すれば給付金を受けられるという厳しい通知が出たようです。 確かに予算も厳しいと思いますが、全国農業会議所の方でも反論が出ておまして、後継者に影響があるのではないかとおっしゃっております。もう少し国の方でも考えてもらえればなと思っております。 それでは、総会に提出された案件の慎重審議よろしくお願ひいたします。
事務局長	ありがとうございました。 それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名人の選任を行います。 恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 〈異議なしの声〉 では 14 番菅原善悦委員、1 番齋藤誠喜委員にお願いします。 なお、書記は、事務局の伊藤主事を指名します。それでは、総会次第に基づき進行いたします。 始めに、報告事項について、事務局より説明願ひます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(報告事項、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願ひます。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	ご説明いたします。 報告事項 1. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、

	<p>合計 3 件、すべて農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>番号 1 計 5 筆、9,116 m² 番号 2 計 11 筆、26,530 m² 番号 3 計 7 筆、13,574 m²</p> <p>以上 3 件、全て相続による所有権の取得です。 続きまして、報告事項 2.解約について、 番号 1 計 1 筆、618 m² 解約の事由は転用のためです。 議第 3 号番号 2-2 で、所有権移転します。 番号 2 計 17 筆、36,887 m² 解約の事由は経営移譲のためです。 議第 1 号番号 2 で、現在の借人の後継者に使用貸借権を設定します。 続きまして、報告事項 3.農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、農地法第 18 条第 1 項第 2 号、農地の引き渡し期限前、6 箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかなため、通知受理のみで足りる内容となっております。</p> <p>番号 2-1、2-2 は、農地中間管理事業を使った利用権設定の解約となります。番号 1、2-1、2-2 の貸人は同一人です。 解約の事由は、所有権移転のためです。 議第 6 号(1)番号 2 と 3 で現在の借人に所有権移転します。 番号 1 計 1 筆、2,047 m² 番号 2-1、2-2 計 1 筆、2,088 m² 農地中間管理機構に利用権設定した際に支給のあった機構集積協力金ですが、解約した場合も返還不要の地域集積協力金のみの支給でしたので、今回返還する機構集積協力金はありません。 以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>他に何か質問・意見等はありませんか。 無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。 議第 1 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は 1 頁をご覧ください。 農地法第 3 条による使用貸借権設定許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。 借人は番号 1、2 とも同一人です。 貸人は番号 1、2 ともに同世帯の親子で、番号 2 の貸人が番号 1 の貸人の父です。 番号 1 の貸人が農業者年金の特例付加年金を受給するため、使用貸借権</p>

	<p>を後継者に設定するものです。</p> <p>番号 2 の貸人も農業者年金の経営移譲年金受給者です。これまでは番号 1 の貸人を使用貸借の借人に設定し年金を受給していましたが、今回番号 1 の貸人が経営移譲するため、番号 2 の貸人名義の土地も番号 1 の貸人の後継者を使用貸借権の借人に設定します。期間はどちらも 10 年です。</p> <p>番号 1 計 46 筆、109,067 m² 番号 2 計 17 筆、36,887 m²</p> <p>現地調査は齋藤誠喜委員から行っていただきましたので、この後報告をお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは 1 番齋藤誠喜委員より、現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(1 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1 番齋藤誠喜委員	<p>4 月 15 日に現地調査しました。これまでの借人からもお話を伺いました。審査基準書の 1 頁から 3 頁までありますが、赤いところが所有地で青いところが借入地です。</p> <p>土地の利用管理状況ですが、転作も含めて大変良く管理されています。労働力については、息子さんが一時期地元を離れていましたが、現在は認定農業者となり、親子二人で頑張っております。機械設備等も 50 馬力クラスのトラクターを 2 台保有しております、何も問題はありません。</p> <p>農業者年金のために経営移譲するというわけですが、これからも二人で管理していきたいとこれまでの借人が言っておりました。</p> <p>作業をよく見ておりますが、とてもよく働く二人であります。これからもがんばってもらいたいと思います。問題ないと思います。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明と現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 1 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 1 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。審査基準書は 4 頁、補足説明資料は 2 頁からご覧ください。</p> <p>番号 1 計 3 筆、4,076 m²</p> <p>農用地区域内の山砂を採取し、農地を造成するため一時転用許可申請したものです。区域は都市計画区域外、農振農用地区域内、土地改良事業受益地外で、期間は許可の日から 1 年間となっています。一般基準については、転用の目的、確実性、計画面積の妥当性、周辺農地への影響等からも</p>

	<p>支障がないと考えます。</p> <p>農用地区域内に該当しているため、許可基準では原則不許可ですが、仮設工作物の設置等で3年以内の一時転用で農振計画の達成に支障がない場合には許可できるとなっておりますが、支障が無いとして町長からの同意も得ており、許可相当である意見を付して県知事に進達してよろしいかご審議をお願いします。</p> <p>18日に、齋藤部会長、今野副部会長、鈴木一弥委員、今井推進委員の4名で現地調査を行っておりますので、報告をお願いいたします。</p> <p>なお、申請地につきましては、道路から奥まった場所ではありますが、議第4号、番号1で道路寄りの場所も併せて申請されており、一体として採取する申請になっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは1番齋藤部会長より、現地調査の報告をお願いします。 (1番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1番齋藤誠喜委員	<p>18日に現地調査を行いました。</p> <p>字限図は、上の赤塗りされたものより少し面積が少ない、法面か何かの関係で、赤く囲われた部分が申請地となります。</p> <p>写真ですが、道路の方から現地調査しているところで、下に写真は分かりづらいですが、赤い点線の部分が4条申請されたところで、青い点線の部分が後から出てくる5条申請されたところでもあります。</p> <p>山砂採取をして優良農地を造成しようとして一時転用申請されたものですが、営農計画書というのもありまして、柿またはイチジクの栽培というふうに計画されております。</p> <p>現地に来た担当の方に、必ず優良農地にしてくださいということで、念は押しておきました。</p> <p>周りに迷惑をかけるようなこともなく、区長、生産組合長、隣地者の同意等があり、許可相当だと思ってまいりました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは9番今野副部会長より、現地調査の報告をお願いします。 (9番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
9番今野一彦委員	<p>今、部会長の説明あったとおりでございます。きちんと決められたルールを守ってもらえるのであれば、特に反対する理由はありません。許可相当だと判断してきました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に4番鈴木一弥委員より、現地調査の報告をお願いします。 (4番鈴木一弥委員が挙手し、議長が指名する)</p>
4番鈴木一弥委員	<p>私も、本当は採ってもらいたくはないんですけども、許可相当だと思います。</p>
議長	<p>次に今井推進委員より、現地調査の報告をお願いします。 (今井推進委員が挙手し、議長が指名する)</p>
今井彰推進委員	<p>今までの説明のとおりで、私も見てまいりました。隣接の同意もきちんとついていたようですので、周りに迷惑がかからなければ許可相当だと見えてきました。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それではここで質疑を終了し、採決いたします。</p> <p>議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、原案のとおり許可相当との意見書を添付して県知事に進達することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 3 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は 9 ページから、補足説明資料は 22 ページからご覧ください。</p> <p>番号 1 計 1 筆、1,203 m²</p> <p>申請理由は、町道拡幅のため、譲受人の敷地が買収され資材置場が手狭になったため資材置場用地として転用申請するものです。</p> <p>この案件につきましては、平成 31 年 1 月総会で町長より農振除外に対する意見を求められ、変更事由相当として回答したものです。</p> <p>申請地は集落の南西部に位置し、都市計画区域外、農業振興地域内、土地改良事業受益地外となっております。中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、その他の農地(第 2 種農地)と判断されます。</p> <p>事業面積も妥当であり、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができるとは認められないことから適当なものと考えます。</p> <p>また、周辺農地への支障も考えられないことから許可相当と考えます。</p> <p>18 日に、齋藤部会長、今野副部会長、菅原幸男委員、高橋推進委員の 4 名で現地調査を行っていただいておりますので、ご報告をお願いいたします。</p> <p>番号 2-1 計 1 筆、519 m²</p> <p>番号 2-2 計 1 筆、618 m²</p> <p>譲受人は、同一人です</p> <p>申請理由は、自宅兼事務所建築のためです。</p> <p>申請地は集落の北東部に位置し、都市計画区域外、農業振興地域内、土地改良受益地外となっております。おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第 1 種農地と判断されます。</p> <p>住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり計画面積も妥当で資金も確認しており周辺農地への支障も考えられないことから許可相当と考えます。</p>

	<p>なお、議第 5 号でこの敷地に接続するための通路の転用も申請されております。</p> <p>18 日に、齋藤部会長、今野副部会長、佐藤重一部会員、大谷推進委員の 4 名で現地調査を行っていただいておりますので、ご報告をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは番号 1 について、1 番齋藤部会長より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(1 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1 番齋藤誠喜委員	<p>1 番ですが、字限図ですが、少し変形した申請地となっております。10 頁の写真ですが、点線のところが申請地で、申請地より周りの方が荒れているような感じでした。前の総会で農振除外で一度行っております。今回所有権移転して、資材置場に転用というものです。</p> <p>表土を少し処理して、砕石を敷いて利用するという話でした。周りに迷惑をかけるようなこともなく、許可相当と考えてきました。</p>
議長	<p>それでは 9 番今野副部会長より、現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(9 番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
9 番今野一彦委員	<p>現地調査の写真見てもらうとわかると思いますけど、周りは雑木とか杉が生えていて荒れていました。ここを資材置場としても特に問題はないのかなというふうに判断してきました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは 7 番菅原幸男委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(7 番菅原幸男委員が挙手し、議長が指名する)</p>
7 番菅原幸男委員	<p>私も、問題はなく許可相当だと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは次に、番号 2 について現地調査報告をいただきます。</p> <p>1 番齋藤誠喜部会長よりお願いします。</p> <p>(1 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1 番齋藤誠喜委員	<p>基準書は 14 頁に位置図がありますが、集落から北東へ農道を入ったところでした。</p> <p>写真ですが、杉と竹の林になっている状態で、パッと見た時にものすごいなという感じでした。</p> <p>住宅兼事務所の建設用地ということで 5 条申請されています。民泊の施設もというような将来の計画も聞いております。集落や周辺の農地に支障を与えるようなこともないようですし、許可してもよろしいのではないかと考えました。</p> <p>ただ、写真で見るとおり、これをどうやって処理していくのかというのがちょっと心配なところではあります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に 9 番今野副部会長より、現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(9 番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
9 番今野一彦委員	<p>すごくロケーションがいいところなんですけど、家を建てるよりここを処理の方が大変なのかなと見てきました。周りに田んぼはあるんですけど、別に影響は与えないのかなという感じです。許可しても問題ないと思います。</p>

	以上です。
議長	次に 15 番佐藤重一部会員より、現地調査の報告をお願いします。 (15 番佐藤重一会長代理が挙手し、議長が指名する)
15 番 佐藤重一会長代理	現地は本当に竹林で、これを処理するのがどうかと考えてきました。 水路で囲われておりまして、他の農地には影響はないと思いますが、水路に崩れないようにしっかり頑張って管理してもらいたいと思います。
議長	次に、大谷推進委員より、現地調査の報告をお願いします。 (大谷進一推進委員が挙手し、議長が指名する)
大谷進一推進委員	私も、今、説明あったとおりに問題なく、許可相当と思います。 以上です。
議長	最初に、番号 1 につきまして審議いたします。 ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし) それでは、ここで質疑を終了し採決いたします。 議第 3 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について、の番号 1 について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 3 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について、の番号 1 について、原案のとおり許可相当との意見書を添付して県知事に進達することに決定いたします。 次に、番号 2 について審議いたします。 この案件につきましては、荒生あや子委員に関する案件ですので、荒生委員は一時退席をお願いします。 (荒生あや子委員一時退席) それでは、質疑に入ります。番号 2 について、何か質問・意見等はございますか。 (質問、意見なし) それでは、ここで質疑を終了し採決いたします。 議第 3 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について、の番号 2 について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。 (在席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 3 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について、の番号 2 について、原案のとおり許可相当との意見書を添付して県知事に進達することに決定いたします。 荒生委員は着席願います。 (荒生あや子委員着席) 次に、議第 4 号 農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)

事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>審査基準書は 19 頁、補足説明資料は 47 頁からご覧ください。</p> <p>この案件につきましては、議第 2 号でご審議いただいた山砂採取の件と同様ですが、所有者が違うため 5 条での申請となります。</p> <p>番号 1 計 2 筆、1,830 m²</p> <p>議第 2 号の申請地の道路寄りの場所となります。</p> <p>概要につきましては、議第 2 号で説明いたしましたので割愛させていただきたいと存じます。</p> <p>こちらも 18 日に、齋藤部会長、今野副部会長、鈴木一弥委員、今井推進委員の 4 名で現地調査を行っておりますが、議第 2 号での報告で代えさせていただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの議案の事務局説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは、ここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 4 号 農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 4 号 農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請について、原案のとおり許可相当との意見書を添付して県知事に進達することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 5 号 農地法第 5 条の規定による使用賃借権設定許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。審査基準書は 24 頁、補足説明資料は 66 頁からご覧ください。</p> <p>番号 1 計 1 筆、27.87 m²</p> <p>申請理由は、自宅兼事務所への接続のための通路です。議第 3 号番号 2 でご審議いただきました敷地へ接続するための通路の転用申請となります。</p> <p>先ほど詳細に説明いたしましたので説明は割愛させていただければと思います。また、現地調査報告につきましても、議第 3 号での報告で代えさせていただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの議案の事務局説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは、ここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 5 号 農地法第 5 条の規定による使用賃借権設定許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 5 号 農地法第 5 条の規定による使用賃借権設定許可申請について、原案のとおり許可相当との意見書を添付して県知事</p>

	<p>に進達することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは補足説明申し上げます。審査基準書は 29 頁をご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳は、(1)所有権移転が 4 件、(2)利用権設定は新規設定が 2 件、再設定が 9 件、(3)利用権移転が 4 件となっております。計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。計画要請の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>(1)所有権移転について</p> <p>番号 1 計 2 筆、2,062 m²、 10a あたり 700,000 円、総額 1,443,400 円の売買による所有権移転です。 双方の希望による申請で、何十年も前に売買の話がまとまっていて、それからは譲受人が管理していたとのことです。権利関係を明確にするために今回申請がありました。</p> <p>現地調査は今井推進委員より行っていただきましたので、この後報告をお願いします。</p> <p>続きまして、番号 2 と 3 について説明します。 譲渡人は同一人です。 どちらも 10a あたり 500,000 円で、譲受人はこれまで結んでいた賃貸借契約の借人です。</p> <p>番号 2 計 1 筆、2,088 m²、 総額 1,044,000 円の売買による所有権移転です。 番号 3 計 1 筆、2,047 m²、 総額 1,023,500 円の売買による所有権移転です。</p> <p>現地調査はどちらも 3 番渡会健委員から行っていただきましたので、この後報告をお願いします。</p> <p>最後に、 番号 4 計 2 筆、1,708 m²、 総額 450,000 円の売買による所有権移転です。 現地調査は 4 番鈴木一弥委員より行っていただきましたので、この後報告をお願いします。</p> <p>所有権移転については以上です。</p> <p>(2)利用権設定について</p> <p>今回の申請案件には新規設定が 2 件ありますが、いずれも借人の経営移譲や死亡により親族間で借人が変わっただけですので、新規に設定ではありませんが、審査基準書に図は載せておりません。</p> <p>また、番号 2-1、2-2、5-1、5-2、6-1、6-2 は農地利用集積円滑化団体である農協を介した契約となっております。</p>

	<p>個別に説明します。</p> <p>番号 1 計 2 筆、2,465 m² 期間は 5 年、単価は 10a あたり 13,000 円です。 これまでは借人の母が借人に設定されていました。</p> <p>番号 2-1、2-2 計 1 筆、1,822 m²。 期間は 10 年、単価は 10a あたり 15,000 円です。</p> <p>番号 3 計 2 筆、6,225 m² 期間は 10 年、単価は 10a あたり 7,000 円です。</p> <p>番号 4 計 5 筆、3,433 m² 期間は 5 年、単価は水利費込で 10a あたり 18,800 円です。</p> <p>番号 5-1、5-2 計 10 筆、20,317 m² 期間は 5 年、単価は 10a あたり 17,000 円です。</p> <p>番号 6-1、6-2 計 4 筆、11,216 m² 期間は 3 年、単価は 10a あたり 15,000 円です。</p> <p>番号 7 計 7 筆、11,656 m² 期間は 3 年、単価は 10a あたり 22,200 円です。</p> <p>番号 8 と 9 の貸人は同一人です。期間はどちらも 5 年です。</p> <p>番号 8 計 1 筆、1,837 m² 総額 5,100 円です。</p> <p>番号 9 計 1 筆、6,661 m² 単価は 10a あたり 2,000 円です。</p> <p>番号 10 計 1 筆、594 m² 期間は 7 年、単価は 10a あたり 14,000 円です。</p> <p>最後に、</p> <p>番号 11 計 4 筆、14,702 m² 期間は 5 年、単価は 10a あたり 1 筆が 15,000 円、3 筆が 17,000 円です。 次に(3)利用権移転について説明します。 経営移譲を行うため、第三者からの借入地について後継者に利用権移転を行うものです。貸人・借人はいずれも同一人です。 両者の関係は親子で、貸人の農業者年金（特例付加年金）受給のための経営移譲です。いずれも単価や終期について変更はありません。借人は平成 31 年 3 月の認定審査会で認定農業者となっております。</p> <p>番号 1 計 1 筆、12,451 m² 残りの期間は 1 年 6 ヶ月です。</p> <p>番号 2 計 20 筆、32,423 m² 残りの期間は 2 年 10 ヶ月です。</p> <p>番号 3 計 2 筆、4,932 m² 残りの期間は 4 年 7 ヶ月です。</p> <p>番号 4 計 8 筆、22,690 m² 残りの期間は 4 年 9 ヶ月です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、所有権移転の番号 1 について、今井彰推進委員より現地調査の報告をお願いします。</p>

今井彰推進委員	<p>4月8日、現地調査と譲受人の話を聞いてきました。</p> <p>田んぼの状態は、畦畔もきちんとしておりましたし、きれいに管理されておりました。夫婦でやっている方なので、これからもずっと作っていくということで、何も問題ないと思います。</p>
議長	<p>それでは、所有権移転の番号2と3について、3番渡会健委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
3番 渡会 健委員	<p>4月8日に、現地調査と本人に話を聞いてきました。</p> <p>両方とも譲受人がこれまでも受委託しておりましたし、田んぼも問題なくこれまでも耕作されておりましたし、今後とも問題ないと判断いたしましたので許可相当と思います。</p>
議長	<p>最後に、所有権移転の番号4について、4番鈴木一弥委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
4番 鈴木一弥委員	<p>畑の方に行ったら譲受人はいなかったの、畑だけ見てきました。</p> <p>きれいに耕起されていまして、あとで電話して聞きましたら、今年はメロンを作付するということで、奥さんとこれからもがんばっていくことのでいたので何も問題ないと思います。</p>
議長	<p>この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、佐藤重一委員長より報告をお願いします。</p> <p>(15番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15番 佐藤重一会長代理	<p>4月18日に、202会議室で7名中6名が出席して、農地利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明と現地調査報告に対し、何か質問意見等はございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。</p> <p>(委員・事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで4月の定例総会を閉会します。ご協力ありがとうございました。</p>